

突然消えた 「営業揭示第100号」

Part 2

何故、突然、営業揭示第100号が消えたのか？
それは、会社にとって、とっても都合が悪かったからです！

これまで会社は、C予備、D予備、2予備、4予備などの予備を「出勤予備」という言葉を使ってきました。

★年休裁判の会社準備書面（4）P5「出勤予備」。

★会社側証人の中西証人と川村証人（副所長）の陳述書で「出勤予備とは勤務日5日前の日別勤務指定表発表以降に急遽の臨行路等の増加や乗務員が突発的に乗務ができなくなる等の事情が発生した際の代替要員として・・・

と「出勤予備」について説明・展開してきました。

以上のことから「出勤予備」という言葉が使われていたのは明らかです。

しかし、昨年12月16日の組合と関西支社との業務委員会で3月ダイヤ改正の項目として「～確保予備体制の見直しについて」なる資料が出され、組合側委員が支社担当者に対して「確保予備とは聞いたことがない」「これまで出勤予備と言ってきた」と追求すると、支社担当者は「C予備、D予備、2予備、4予備等は確保予備で、出勤予備とは使っていなかった」と言い放ったのです。（びっくり仰天、証拠は明らかに残っているのに！！）さらに、現場である大阪第一運輸所本郷運転科長、大阪第二運輸所植松運転科長に尋ねると共に、「出勤予備」を使ってきたことを否定、「確保予備」であったと言いました。

まさに、頭隠して尻隠さず！！

会社ぐるみで「出勤予備という言葉は使っていなかった。以前から確保予備だった」と事実を覆い隠そうとしている最中、営業揭示第100号で《5.その他・「出勤予備」を指定された～》とやっちゃいました！ちゃんと現場でも証拠出したじゃないですか！！

そして理由も書かずに営業揭示第100号は急遽、撤去されました。言葉の違いだけですが、なぜ会社はそこまで躍起になるのでしょうか？

To be Continued !!